

# 国分寺まつり出店拒否問題

下記の議事録は、「国分寺まつり出店拒否問題」について、

「2017.03.21：平成29年第1回定例会（第3日）」～

～「2012.11.8：平成24年総務委員会」まで

市議会で行われた質疑・討論を遡った議事録のまとめです。

市議会HP会議録検索システムより

（作成者：幸野おさむ）

## 2017.03.21：平成29年第1回定例会（第3日） 本文

1番（幸野おさむ君） それでは、日本共産党国分寺市議団を代表いたしまして、議案第1号、平成29年度国分寺市一般会計予算案に反対の立場で討論をいたします。

（～中略～）

井澤市長が就任した翌年から3年連続で国分寺まつりにおける市民団体の出店が拒否されている問題では、東京弁護士会からの人権侵害を是正すべきという要望書について重く受けとめるという答弁がされました。であるならば、早急に市民団体の人権を救済し、市民同士の触れ合いと交流を発展させる祭りへと戻すべきだと求めます。相変わらず実行委員会が決めたことを尊重すると答弁していますが、東京弁護士会が指摘するように、極めてパブリックフォーラムな場所であることに加えて、そもそも国分寺市が実行委員会に対して圧力を加えたところから問題が生じているわけですから、問題の根源である国分寺市こそが襟を正すべき問題です。責任を実行委員会になすりつけるのではなく、みずから責任をとって人権侵害を是正するよう求めます。

## 2017.03.09 : 平成 29 年 予算特別委員会 (第 4 日) 本文

**幸野委員** じゃあ、国分寺まつりに要する経費でお伺いしたいと思います。代表質問でも一定市長の見解については伺わせていただいたんですが、検討はされてると、それは国分寺まつり実行委員会の考えも伺いながらということだったと思うんですけども、まずお伺いしたいのはいつまでにその回答を出すのかということと、それと関連して、結局実行委員会って、今はだからまた新しい年度の実行委員会にかわっちゃうと思うんです。そうするとその意見を聞くまで待つことになるのか、5月の第1回になるんですか、そこを予定してるのか、その場では確実に市と実行委員会で協議して対応を考えるのか、その辺について詳しく教えていただけますか。

**宮本文化と人権課長** 今御指摘いただいた部分については、今年度についてはもう終了しまして、前回、第3回の役員会も終了してございます。こちらをいつまでにということなんですが、既に議会からも御意見をいただきまして、その部分を含めて、今御指摘いただいたように、また体制が新たな年度に入りまして5月に発足されますので、そのタイミングに向けて市での対応の部分も含めて可能な範囲で現在慎重に検討してるというところでございます。

**幸野委員** 問題は人権問題になっているわけで、来年度の国分寺まつりの出店の可否にもまた大きな影響を与えると思うんです。だから1回目、2回目あたりで出店要項というのはまた確認されるんだろうと思うんですけど、そこで何の検討もなく、東京弁護士会からの意見に対しての見解ですよ、結果はどうなるかはあるにせよ見解を市として、あるいは実行委員会としてまとめないで結論を出すということはしないでいただきたいと思ってるわけです。1回目、2回目で出店要項がまた議論されるんだろうと思うんだけど、その段階で東京弁護士会からの要望書に対してきちんと明確な市として、実行委員会としての意見を踏まえた回答にすべきだろうと思ってるんですけど、そういう理解でいいですか。

**宮本文化と人権課長** 今御意見をいただいた部分については、今まで申してきており実行委員会の判断を尊重するというスタンスはもちろんございますが、東京弁護士会から市宛てに出された要望、あるいは議会での御意見も踏まえた形で、当然先ほど申したとおり市としてのできる対応を慎重に検討しながら次年度に向けて考えていきたいと考えてございます。

**幸野委員** さっきの私の質問のとおり、市としてきちんと見解を出した上で結論を出すということですね。

**宮本文化と人権課長** 市としてのスタンスとしては変わらないんですが、御意見をいただいた部分については十分検討して進めてまいるということでございます。

---

**幸野委員** その市としてのスタンスは変わらないというのは意味がよくわからないんですけど、東京弁護士会が要望書を出して、それに対して検討してほしいって私たちもずっと言ってるわけじゃないですか。それを検討すると部長も答えられたし、市長も検討していると、実行委員会を尊重しながらとは言いながらも市も検討するっておっしゃっているわけじゃないですか。その要望書に対しての検討した市としての見解、それを受けとめるのか、受けとめて今までの対応を変えるのか、それともこれまでどおりにするにしても、受けとめて、じゃあ、それに対して、いや、こことここが東京弁護士会の言ってる要望書は間違えるよと、私たちの見解とは違いますよと、だから今までどおりやるんですよと、こういう論理的な展開が今必要な場面だと思うんです。それを何もしないで、見解も出さずに例年どおりまた出店できなくなるということはやめていただきたいというのがこの間の我々の趣旨なんです。最終的な結論がどうなるかっていうのはまたありますよ、市の見解というのはまたあるんでしょから。私たちは私たちで求めていることはありますけれども、その部分についてはきちんと市としての見解をまとめてくださいねと、それを踏まえた結論にしてくださいねということを確認したいんです。

---

**宮本文化と人権課長** 御意見をいただいている部分については、もちろん東京弁護士会の部分の御要望についても重みを持って受けとめているということで今までもお話しさせてきていただいておりますので、その部分も踏まえて、今後については今御意見をいただいた部分も含めて、あくまで実行委員会での最終的な御判断という形にはなるとは思いますが、市としての考え方というのは当然示していく必要があると考えてございます。

---

**幸野委員** わかりました。じゃあ、その点はその点でお願いしておきたいと思います。その上でもう一点確認しておきたいのは、実行委員会は実行委員会で、公の団体か民間の団体かといったら民間の団体にはなるんだと思うんですけど、国分寺まつりの実行委員会というのは公共的団体に当たるかどうかだけ、まず確認したいんですけど。

地方自治法の 157 条に、公共的団体等の監督というのがあるんです。公共的団体の実例を見ると農協、漁協、生協、商工会議所等産業経済団体や老人ホーム、育児院、赤十字社などの厚生社会事業団体、青年団、婦人会、教育会などの文化事業団体、いやしくも公共的な活動を営むものは全てこれに含まれ、法人たると否とを問わないと書いてありますので、公共的団体になると思うんです、国分寺まつり実行委員会も。確認ですが、そういうことでいいんですよね。

---

**横川政策法務課長** ただいまの御質問ですが、地方自治法 157 条に規定する公共的団体に国分寺まつり実行委員会が当たるかどうかという御質問ですが、確かに例示でいろいろお話をされておりましたが、この場で直ちに国分寺まつり実行委員会がここで言うところの公共的団体に当たるかどうかというのは、即答できることではないのかなと思っております。

---

**幸野委員** この実例集では、最後に言いましたけど、いやしくも公共的な活動を営むものは全てこれに含まれ、って書いてあるでしょう。市は補助金を出してますよね、公共性のない団体に補助金って出せるんですけど。

---

**横川政策法務課長** 補助金を出す場合の公共性といった場合と、それから地方自治法 157 条で言うところの公共的団体というものは、それぞれ定義、概念というのがあると思いますので、もちろんそれは重なる部分も大きくあるとは思いますが、そこはそれぞれのものに当てはまるかどうかということは厳密に精査する必要があるかだと思います。

---

**幸野委員** これは多分間違いなく入ると思うんですよね。そこをまた整理するとなると時間がかかっちゃうんだけど、でも今整理できないって言うのであれば別にいいですけど、この第 157 条で何て書いてあるかということ、「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる」って書いてあるんです。公共的団体の活動の総合調整を図るんだと書いてあるんです。これは、実は井澤市長の施政方針にも通じるんですよ。施政方針の 4 ページ、市民主体の地域づくりの推進というところにこう書いてあるんです。「自治会・町内会、ボランティア活動を行う団体、NPO などの市民活動団体等が連携して開催するまつりや講演等の地域イベントを支援し、団体等相互の信頼関係の構築や連携の強化を図ってまいります」と言ってるんです。すなわち市長も市民団体が連携して開催する祭り、講演などの地域イベントを支援して、団体相互の信頼関係の構築や連携の強化っていうのを図って書いてあるんです。国分寺まつり実行委員会が公共的団体、それから国分寺 9 条の会やバイバイ原発の会なんかも公共的団体になるんですけど、そういった団体の信頼関係の構築や連携の強化っていうのを図るといって市長は施政方針で述べられている、地方自治法の 157 条にも総合調整を図る権限があるっていうことが言われてると。ただし市の見解が、いやいや、さっきの東京弁護士会の見解と違いますよっていう話になれば、また話は別になっちゃうんだけど、例えば市が東京弁護士会のとおりだねってなったときに、実行委員会が決めることだっていうふうに、それは政治的な判断で市長がそう思われるということもあるのかもしれないんだけど、法的には指揮監督することができると、市長自身も政策的には、今の法的な関係でいえば信頼関係の構築や連携の強化を図っていきたいっておっしゃっているわけですから、そういう意味でいくと、法的にも施政方針的にもそういうふうに落ち着かせていくということが私は妥当なんじゃないかなと思いますので、そこは対象になるのか、ならないのかということも含めてきちんと整理した上で実行委員会の第 1 回の場面に臨んでいただきたいなと。もし公共的団体になるのであれば、市長としてはそういう権限があるわけですから、そういうことを思って対応していくと。そういう権限があるのにやらないっていうことになると、それはまた市長の政治姿勢なんですかっていう話になりますので、そういうことも研究して臨んでいただきたいと思いますけど、いかがですか。

---



**横川政策法務課長** 施政方針でただいま幸野委員がお読みになった部分と、地方自治法 157 条の規定というのは、趣旨として微妙に異なるところがあるのかなと。地方自治法の 157 条というのは、1 項で「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる」とあります。それで、この指揮監督については、今お話のあったとおり 96 条の 1 項 14 号で議会の議決が前提として必要となってくるというお話の中で、これはその団体の自主性、自立性というのは一定尊重するということが前提にあって、これに例えば内部的な内規の改正の部分ですとか、あと役員人事とか、例えばですけれども、そういったものにまでこの法の趣旨としては及ぶものではないと。したがって、そういうところは慎重に判断しつつ行うべきだということの趣旨で、一定法的な仕組みができてくるのかなとは思いますが。

施政方針については、法のある程度しっかりした枠組みを活用するかどうかということも若干含まれる部分はあるとは思いますが、もう少し緩やかなとか、当然自主性、自立性というのを尊重するというのは前提としては同じになるとは思いますが、さまざまな団体が連携することによってより市政が豊かなものになる、実りあるものになる、市民福祉の向上につながるという視点で市としてできること、市長としてできることに取り組んでいくという趣旨なのかなと思います。ですので、そこはこの地方自治法 157 条の規定を活用する、適用しての行動を起こすべきかどうかということについては、そういった意味で若干趣旨が違うので、より慎重な検討が必要なのかなと思います。

**幸野委員** この実例を見ると、私が持っているのは学陽書房の自治法なんですけれども、「公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる」と書いてあるんですが、この総合調整とは、公共的団体等の行動に関して勧告などの適当な措置はとれるが取り消しはできないと書いてあるんです。指揮監督するっていうのは何かっていうと、部内の団体の指揮監督については、議会の議決に基づかなければならないが、議決による委任により、長の裁量により行うこともできるということですから、団体に対して指揮監督をとるというのは議決が必要だということなんです。しかし総合調整というのはまた別で、行動に関して勧告などの適正な措置はとれる、でも取り消しはできないという仕組みになってるんです。

なので、総合調整というのはちょっと言葉足らずだったところもあるんですけど、問題は人権侵害だって東京弁護士会から言われてるっていうことなんですよ。この人権侵害という問題に対しては、国分寺市は人権を守る立場にある、人権侵害なんかが市内にあっちゃいけないわけですから、それを是正するために総合調整を市として図るべきなんじゃないですかという質問をしているわけで、特にそれぞれの公共的な団体に、それぞれみんな公共的団体だから市がどんどん介入していったらどうこうしろっていうことを言ってるわけじゃ全くないですよ。なので、今そういう問題が起きてるっていうことに関して、市として東京弁護士会の見解が妥当だと考えるのであれば、それは実行委員会が決めたことだからということではなくて、この総合調整権の中で調整を図るというのが妥当なんじゃないんですかという求めです。

---

**横川政策法務課長** 現段階では、先ほど文化と人権課長が話しましたとおり、東京弁護士会の要望書の内容について検討している段階でございます。したがって、現段階で東京弁護士会の要望書の中にあるとおり市として人権侵害を認めるのかどうなのかというところを含めて今検討している段階でございますので、ただいまの幸野委員のお話については、そういった検討の後に一定考慮の中には入ってくるのかなと思います。

---

**新海委員** 今の問題は十分長い間やっておりますけど、弁護士会の見解についての市の立場を、どういう立場でやるのかわかんないんですけども、この出店を拒まれている3つの会についてどういう形でやっていくのか、これを出してもらいたいという人たちがいるんです。こちらを許可していただければ、逆に私のほうに来てるのは新しい憲法を考える会ですとか、今は政治的な問題だということだとめている日本の安全と防衛を考える会ですとか、それから地球温暖化防止のための原発促進を進める会ですとかこういうのが来てますので、こちらを出していただけることになると思います。特に日本の安全と防衛の人たちはビデオテープをテントの中で流したいというんですね、大型画面でやりたいと。これはロシア軍機に対するスクランブルの様子ですとか、尖閣諸島周辺の中国の艦船の様子ですとか、それから民主党政権時代に海上保安庁の船に体当たりした漁船がありましたけど、あの映像ですとか、北朝鮮の船に対してロケット弾を発射したことがありますけど、あの映像とかそういうものが全部含まれて、それで日本の安全は非常に危険な状態だと、これをどうしても皆さんに見ていただきたいという会があります。こういう人たちも出していただけることになるので、できれば3会の要望をのんでいただけてやっていただければ大変ありがたいと思いますけど、それぞれ実行委員会の見解ですから、その辺は実行委員会に任せたいと思いますけど、市は、もしそういうふうなものが出店がありますという希望がありましたら同じように出していただけるのかどうか、それだけ聞きたいと思います。

---

**宮本文化と人権課長** 先ほど来お話しさせていただいてるとおり、まず国分寺まつりについては実行委員会の判断というのが第一義的で、出店に関しては直接市が関与しているということはありません。それが一番でございます。ただ、誰もがお祭りについては楽しめる祭りになるような形で市としても後援してるという立場でございますので、そのスタンスを継続していくという考え方で進めてまいりたいと思います。

## 2017.02.19 : 平成 29 年 第 1 回定例会 (第 2 日) 本文

1 番(幸野おさむ君) それでは、日本共産党国分寺市議団を代表いたしまして、また、ことは国分寺市の市長選挙もあるということもございますので、12 万市民の方を代表するつもりで質問をしていきたいというふうに思います。

( ~ 中略 ~ )

それから、もう一つ、日本国憲法違反という問題では、国分寺まつりの出店拒否問題についてもお伺いしなければならないと思います。

市長就任の翌年から 3 年間にわたって、特定の市民団体が政治的な意味合いのある団体だからということで出店を拒否されております。そのことについて昨年 8 月に東京弁護士会から、国分寺市、それから国分寺まつり実行委員会が行っている、この出店拒否というのは、表現の自由の侵害に当たるということで、是正を求める要望書という形で出されております。ところが、この要望書に対して井澤市長は、反論も意見表明もしていない。にもかかわらず、また、その人権侵害だと、表現の自由の侵害だと言われている出店拒否をまた強行したんですよ。昨年 11 月の国分寺まつりでね。これは本当に深刻な問題だというふうに思っているんですけど、いわゆる東京弁護士会から出店の制限というのは表現の自由の侵害ですよ、人権侵害ですよと、憲法違反ですよということを言われてるんですけど、私たちは人権侵害を早急に回復していただきたい。市民団体が出店できるように、市として対応していただきたい。そして、今後二度と、ほかの市民の方や、その他の方からも含めて、憲法違反の自治体だなんていうことが言われないようにしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

市長(井澤邦夫君) 御存じのように、国分寺まつりというのは実行委員会形式で行われています。その代表者の方々が、多くの方々がこれに携わって運営をしているわけございまして、本市としては、実行委員会がどういうお祭りにするのか、どういう運営をしていくのかということについては、実行委員会の御意見を尊重しているわけございまして、本市として、それについて要望を東京都弁護士会の人権委員会でいただきました。今、要望を検討している最中でございます。

1 番(幸野おさむ君) ずっと検討……。12 月議会では、市長自身は検討してなかったんですよ。担当レベルで検討している。では市長自身が検討されてると。いつまでに回答は出されるんですか。

市長(井澤邦夫君) 今も申し上げたように、実行委員会の方々が、皆さんが協議して決めたことです。ですから、実行委員会のほうにも、この文書は伝わっているわけございまして、そちらのほうも検討をしていくというふうに思っています。多くの方々、市民の方々がかわって、この実行委員会を運営しているものに対して、私どものほうで指示を与えて変えるというような形は望ましくないというふうに思っています。

---

**1番(幸野おさむ君)** 東京弁護士会の要望書、読んでおっしゃってましたけど、読んでないんじゃないんですかね。東京弁護士会は、そのことも含めて、国分寺まつりそのものは実行委員会形式で行われているけれども、極めてパブリックフォーラムな場所ですよ。国分寺市が職員も派遣している、補助金も出している、場所だって国分寺市が借りている。占用の許可権限は市にあるんですよ。だから、国分寺市が何もしないという不作為の問題は人権侵害だと。一緒にやってるということを言ってるわけですよ。そのことを理解してないじゃないですか、今の答弁は。そのことを踏まえて私はどうするんだと、市として、伺っているのに、また実行委員会の責任にするんですか。全く理解されていないし、検討もしてないという事実が明らかになりましたよ。平気で人権侵害をする国分寺市政はやっぱり大問題だということをここでも強調しておきたいと思いますし、日本国憲法を守るということも全く事実と違う、言葉だけだということが明らかになったんじゃないかということをお話したいと思います。



## 2016.12.01 : 平成 28 年 第 4 回定例会 (第 4 日) 本文

1 番 (幸野おさむ君) それでは、質問させていただきたいと思います。

( ~ 中略 ~ )

初めに言っておきたいのが、昨日、井澤市長から、来年度以降も職責を全うしていきたいという表明がございまして、2 期目の表明というふうを受けとめさせていただきました。そういうこともあって、そういう表明があった議会ということもございまして、私の質問は、ぜひ井澤市長にお答えいただきたいということを初めに求めておきまして、質問に移っていききたいと思います。

まずは、国分寺まつりの出店拒否の問題について、憲法違反だというふうに質問通告させていただいておりますけれども、資料の 1 ( 1 ) ( a ) を出していただきました。国分寺まつりの出店拒否が、もう 3 年目になりまして、ことしもいわゆる 3 団体、国分寺 9 条の会や、バイバイ原発の会、ちょっと待って原発の会といった団体が出店できなかったわけですが、ことはちょっと、また、これまでと状況が違っております。それは、東京弁護士会からの要望書というのが出されているわけです。

この資料を見ますと、4 月 27 日に東京弁護士会から、人権救済申立事件についての照会があったと。照会の概要が、国分寺まつりに対する貴市の支援について、2 つ目が、国分寺まつりの会場について、そして、3 が事実経緯についてなどなど。この東京弁護士会からの照会に対して、国分寺市は何と答えたかということ、国分寺まつり実行委員会の判断を尊重してきておりますと。したがって、お答えすることは差し控えさせていただきたいということで、国分寺市のことを聞かれているのに、実行委員会が決めたことだからといって、議会で答弁は、ずっとそれを繰り返しているわけですが、同じ回答を東京弁護士会にしていると。その結果、8 月 18 日に表現の自由を侵害するものだったということで、実行委員会と国分寺市に対して是正の要望が出されると。それを受けて、3 団体に対して、9 月 30 日に、市はまた回答するわけですが、また同じように、国分寺まつり実行委員会の判断を尊重してきておりという回答をしていると。こうしたことに対して、私は 9 月の議会でも、一般質問の冒頭にも意見を述べさせていただきましたし、決算特別委員会でも、きちんと検討すべきだということを述べさせていただいたわけですが、その決算特別委員会も終わって、9 月の議会が終わった段階で、市議会議員、我々 11 名の連名で、東京弁護士会からの文書の対応について、見解に対して、きちんと速やかに回答すべきだという要望を出していると。しかし、その間、結果的に市は対応されずに、今に至っていると。結果、11 月 6 日の国分寺まつりに、また出店ができなくなってしまうという事態なんですね。

先日、市民生活部長が、この東京弁護士会の回答について検討していると答弁しておりました。市長にお伺いしたいと思うんです。市長は、この要望に対して、どのような検討を指示しているのでしょうか。

---

市民生活部長 (小川恵一郎君) まず、私の先日の答弁からですので、ちょっと御説明しますと、現時点では、要望書をいただいて、担当レベルで要望の内容を各人が読み込み、

必要な資料を、今、集めている段階でございまして、まだ緒についたところでございます。

今、お話がありました市長からの指示ということは、当然、公文書として回付票をつけて回覧していますが、特別な指示は受けてございません、ということでございます。

今、一応、担当部長ということで、繰り返しになりますが、今、そういう状態であることを御理解いただきたいと思います。

---

**1番(幸野おさむ君)** 市長は指示していないと。指示していないけれども検討していると。こういう状況ですか。よくわからない。国分寺市のそういう進め方というのが、私、それで妥当なのかという、市長の意見も伺わないで、担当レベルで検討しているということなんだろうと思うんですが、事は、指示していないということ、市長が指示してないということが大問題なんですよ。一体なぜ、東京弁護士会から、表現の自由の侵害だというふうに言われているにもかかわらず、指示を出さないんですか、検討するように。どういうふうに対応するかという指示を、既に3カ月たって、何も指示を出してないというわけでしょう、市長は。

いや、私は市長に伺っているんだから、市民生活部長は手を挙げないで。

これまで、この国分寺まつりの問題というのは、いろいろな角度で議論もさせていただきましたよ。とかく、見方とすれば、政治問題という見方もあったわけですよ。9条の問題だったり、原発の問題だったりしますから。皆さん方というか、実行委員会の出店要項は、政治的な意味合いのあるということの出店は制限するというところで、政治問題のように描かれていた部分もあったわけですよ。しかし、東京弁護士会は政治的な問題じゃなくて人権侵害だということを断定しているわけであって、すなわち人権問題なんですよ、今、問われているのは。市長に問われているのは、人権問題に対して、どういうふうに対応するのか。いわゆる国分寺市、国分寺市長の人権感覚が、今、この問題について問われているだろうというふう思うんです。市長はそういう認識ありますか。

---

**市民生活部長(小川恵一郎君)** 担当として、お答えします。

一応、東京弁護士会からいただいている要望書については受けとめさせていただいて、お話ししましたように、要望内容を精査しているところでございます。

先ほど言ったように、特別な指示は受けておりませんが、必要な対応をとっていききたいというふう考えているところでございます。

---

**1番(幸野おさむ君)** 必要な対応をとるかどうかは市長の指示次第でしょう。市長が指示出さなかったら、必要な対応なんかとれないんですよ。担当部長で必要だと思っただって。市長がどう考えているのかと、私はお伺いしているんです。市長にお伺いしています。

これまで、これだけ何度も聞いても全く手を挙げてないということなので、市長ね、本当にこの人権感覚、人権問題だという認識が欠けていると、残念ながら断定せざるを得ないですよ。

それで、この担当の回答もひどいんですよ。市長が何も指示しないからということもある

んだと思うんですが、東京弁護士会からの照会についても、先ほども述べたように、国分寺まつり実行委員会の判断を尊重していると。国分寺市の市の支援がどうなったのか、国分寺まつりの会場をどう借りているのか、あるいは事実経緯とか、そういうことを市に聞かれているのに、実行委員会の判断を尊重してますという回答をしてるんですよ。

それで、結局、8月18日に出された東京弁護士会からの要望書には、どう書いてあるかというと、はっきり言ってしまえば、この実行委員会そのものを、極めて公共性の高い組織だと。それはなぜかといえば、市が466万円の補助金を出していると。それから都立武蔵国分寺公園についても、国分寺市が東京都から借り受けて、それを無償で実行委員会に貸していると。さらに事務局を国分寺市が担っている。この実行委員会の事務局を担っている、いわゆる他団体の事務局を国分寺市が担っているなんていう事例はどこにもないわけですよ。事務局を担っているんだったら、市の事業なんですよ。これは第2回定例会のときに、私が指摘をしたことですが、そういうことから実行委員会は極めて公共性の高い組織であると同時に、国分寺まつり自体が市の強い関与によって実現させていると。なので、この3団体の出店を実行委員会に対して働きかけるよう、認めるように、働きかけるようにすべきだと。しかし、この働きかけを行っていない、不作為によって人権が侵害されていると、こういうふうに断定されているにもかかわらず、この要望書が出された後に、また、その要望書に全くかみ合わない回答を3団体に出しているということなんですよ。

すなわち、東京弁護士会は、もう既に、ホームページ上で、この問題について掲載しております。いわゆる公の場で、国分寺市に対して人権侵害だということを東京弁護士会は公表しているわけです。これに対して何も回答しない、全くかみ合った反論もしていない段階で、国分寺まつりでまた再び、三たび、人権侵害と言われている行為を行ったんですよ。それが今の局面ですよ。

市長は、人権侵害だと言われて、それに反論もできないのに、また同じ行為、不作為を行ったんですよ。何もしなかったという不作為ですけどね。そういう市長だっていうふうに言われていいんですか、市長。

---

**市民生活部長（小川恵一郎君）** 今、お話がありました要望の中の件については、先ほども申し上げましたように、現時点では内容を精査したいというふうに考えておりますので、現時点では、お答えできるようなところではございません。

---

**1番（幸野おさむ君）** 市長は全く回答しないみたいですね。ここまで言われて答弁に立てないという、その今の異常性というものがわからなかったら深刻ですよ。人権問題を取り扱う、最も人権を守らなければならない行政権力が、ここまで東京弁護士会に言われて、私に言われて、何も答弁できない、回答できない、深刻な事態であるということを言わなければならないというふうに思います。

もう一つ、別の観点からお伺いすると、東京弁護士会とは国分寺市は深いつながりあるわけですよ。資料1(1)(b)というのを出示いただきました。これを見ると、国分寺市の附属機関や協議会の委員は、東京弁護士会に推薦をもらって、附属機関の場合には、国

分寺市がいわゆる議会の同意を得て、なっていると。

さらに裏面を見ると、協力している事業として、市民法律相談もやっていただいていますし、消費生活相談アドバイザーの業務委託、女性法律相談、国分寺市高齢者特別相談、子どもいじめ虐待防止条例に基づく事業などなど、東京弁護士会の推薦を受けて国分寺市に来ていただいている委員の方に、これだけ国分寺市の事業にお手伝いをいただいている関係があるわけですよね。その大もとの東京弁護士会からの要望には何も応えない。人権侵害だと言われているのに、何も回答しないわけですよ。その弁護士会に所属している弁護士たちの立場というのはどうなるんですか、一体。

じゃあ、例えば、この附属機関で、その所属の委員が、「国分寺市さん、それ、人権侵害の行為やってますよ」と、いわゆる有識者として入っている方から、弁護士の方から言われて、「いやいやいやいや、それは国分寺市のせいじゃありませんよ」なんて回答するんですか、ここで。「いやいや、それは回答しませんよ」と、そういうことになるわけですよ、結果的にね。だから、東京弁護士会というのは、もう社会的な地位もはっきりしておりますし、法律の専門家集団として弁護士法にも定められている団体なんです。そこが、もう公に出しているということを考えれば、この要望に応えるかどうかと。要望を受けとめて、その対応をするかどうかということは別にして、回答しないなんていう話はありませんよ。じゃあ、いつまでに回答するんですか。

---

**市民生活部長（小川恵一郎君）** 今、お話がありましたように、東京弁護士会につきましては、全国最大級の弁護士会でございますし、私どものほうも資料に載せてますように、いろいろな面で御協力いただいているところでございます。そういうこともございますし、今回の要望につきましては、先ほど来からお話してありますように、要望としては受けとめさせていただいて、要望内容も精査して、回答するしないを含めて、ここから今後検討していくというものでございますし、基本的には……。（「議長、いいですか」と発言する者あり）

---

**1 番（幸野おさむ君）** 市長は要望書を読まれましたか。

---

**市長（井澤邦夫君）** 読んでいます。それで、今、法務のほうも含めて検討がされていると。

---

**1 番（幸野おさむ君）** 読んで、指示してないわけでしょう。読んで、そこまで言われて、何でも指示しないんですか。いいですよ、市民生活部長は。

申しわけないんですけれども、国分寺市の市議会議員としても非常に残念ですよ。回答もしないというのは、反論できないということですよ。そういう行為を、人権侵害をやっているということをずっと続けているという問題というのは本当に深刻です。

ちょっと時間もありませんので、次の質問に移りたいと思いますが、最後にちょっと一言言っておきたいのは、市長は3年半前の所信表明の演説のときに、自治基本条例と日本国憲

法を遵守すると。所信表明というか、代表質問の中で、日本国憲法を守るということを答弁されてきました。しかし、現実問題、日本国憲法の基本的人権、最も尊重されなければならない、この基本的人権が侵害だと東京弁護士会から言われる市政になってしまっていると。それに対して自治基本条例の第13条の説明責任を全く果たさない。市長自身がね。そういう市政になってしまっているということを、私は今の質疑で言わざるを得ないということを書いて、次の質問に移っていきたいというふうに思います。



## 2016.11.29 : 平成 28 年 第 4 回定例会 (第 2 日) 本文

19 番 (岩永康代君) それでは、通告に従って一般質問をいたします。

( ~ 中略 ~ )

それで、時間の都合がありまして順番を入れかえさせていただきたいと思います。4 番の国分寺まつりについてを次に伺って、その次に 3 番に行きたいと思います。

2016 年 8 月 17 日付の東京弁護士会から国分寺市宛てに出された人権救済申立て事件についての要望書では、市の人権侵害性について次のように指摘されています。市は両実行委員が申立人ら、つまり 3 団体の第 31 回及び第 32 回本件まつりへの出店等を認めなかったことにつき、何の対応もせず黙認し、それどころか漫然と市報に広告の掲載をさせて、両実行委員会の判断を助長したものと言え、申立人らの人権を侵害したというべきである。また、市報への広告の掲載については、具体的に次のように指摘されています。「そもそも市報に掲載された出店等の勧誘を行う広告に、『参加不可』の事由として、『政治的な...意味合いのある出店である(こと)』を挙げていること自体、何ら合理的な理解なく出店等を制限するものであって、文面上表現の自由を侵害するものというべきものであるから、かかる広告の文言を再考するよう実行委員会に働きかけるべきであったといえる」。ところが、このことを含めた市の対応を求めた 3 団体からの要望に対する市の回答、資料 4 ( a ) をお出しただいておりますが、その回答では、「市は、国分寺まつりにおいて、出店及びイベント参加の審査に関与する立場にはなく、国分寺まつり実行委員会の判断を尊重してきており、この考え方に変わりはありません」となっており、かみ合っておりません。東京弁護士会から指摘され、問われている市の責任と、市が果たすべき役割について答えるべきではないでしょうか。

---

市民生活部長 (小川恵一郎君) 今お話がありました資料の要望書につきましては、現在、弁護士会からの要望書についてはお話ししたように現在検討中ということで、こちらの 3 団体に対する要望書の回答にも反映できる状態ではございませんでしたので、こちらに書いてあるように実行委員会の判断を尊重してきており、この考え方に変わりは、この時点ではございませんという今までどおりの回答をさせていただいたものでございます。

---

19 番 (岩永康代君) これについては、東京弁護士会からは市自体も人権侵害というふうに指摘されています。

では、次に出店要項についてなんですが、市報の中に掲載されているこの文面のチェックも含めた市報の発行責任体制というのはどのようになっているのでしょうか。

---

政策部長 (水越寿男君) 市報への掲載のことですので私から答弁をさせていただきます。一般的な市報への記事の掲載の方法とか流れについて答弁させていただきます。市報掲載の手续としては、担当課より記載記事の原稿を載せたい市報の 1 カ月前を期限として市政戦略室に提出していただいております。市政戦略室では各課から提出された記事の原稿をま

とめて、記事の全体量の把握ですとか全体調整を行っています。また記事の内容がわかりやすいかとか、不適切な用語あるいはジェンダーに関するような表現ですとか、不快用語に当たるようなところの記載がないか、誤字はないかなどの確認を行っております。わかりづらい内容や不適切な表現がある場合には担当課に連絡をとり、修正について確認を行っているというところです。修正については、記事が持つ意味合いですとか担当課の考えなどがあることから、最終的な記事の内容については担当課の判断と責任において決定をし、それをもって市報に掲載するというような流れが一般的な掲載方法でございます。

---

**19 番（岩永康代君）** 内容チェックまた文言修正に関しては、担当課あるいは市政戦略室で細かいチェックも含めてされているということで、今の御答弁からは市報の文面確認、また発行責任というのは実行委員会ではなく、あくまでも市にあるということを確認させていただきました。東京弁護士会からは、このような文面を市報に掲載することが表現の自由の侵害であるだけでなく、実行委員会の判断を助長したと指摘されています。

そこで、来年度については市の広報である市報に国分寺まつりの出店要項を掲載するに当たって、その文言、具体的には政治的な意味合いのあるという部分を修正するように市の責任で実行委員会に対して指導するべきと考えます。御見解を伺います。

---

**市民生活部長（小川恵一郎君）** 担当課として記事を書いているのは文化と人権課ということになりますので私から答弁させていただきますが、こちらに関しましては要望の中で今後に関する部分ということで、今検討をさせていただいているところでございますので、その反映させた形でという対応になると思います。

---

**19 番（岩永康代君）** 市としてその不適切な部分の指導をするというところについて、もう一度御答弁をお願いできますか。

---

**市民生活部長（小川恵一郎君）** 検討している中でその必要性が認められれば、来年度広報する際に反映させる必要はあるということでございます。

---

**19 番（岩永康代君）** ぜひ東京弁護士会からの指摘というものを重く受けとめていただいて、検討する必要性があればというようなところではなくて、しっかり検討し、指摘、指導していくということで取り組んでいただきたいと思います。これまでもさまざま議論がありますけれども、政治的な意味合いという定義というのも非常に曖昧ですし、市としてもその定義について持ち合わせていないというようなことがこの間の答弁の中でもあったかと思えます。このような判断基準がない曖昧な内容について、市の広報である市報に掲載することでこのように市民を二分するような動きをつくり出している、このことについて市の説明責任は免れないと考えます。あくまでも実行委員会の責任ということであれば、来年度からの実行委員会への 466 万円の多額な補助金のあり方自体を再考すべきというようなこ

とも必要かと思imasuので、そのようなことも含めて検討を前向きな形をお願いしたいと思imasu。

## 2016.11.28 : 平成 28 年 第 4 回定例会 (第 1 日) 本文

9 番 (及川妙子君) 国分寺政策市民フォーラムの及川妙子です。通告に従って、質問させていただきます。

( ~ 中略 ~ )

それでは、最後に、国分寺まつりについて質問いたします。

ことしも 11 月 6 日に第 33 回の国分寺まつりが開催され、大盛況でした。去年は 4 万 5,000 人でことしは 5 万人、公式発表ですかね、ということになっております。とてもよかったと思いますが、3 年前から出店を拒否されている団体がありまして、その問題が続いております。御存じのない市民の方もいらっしゃると思いますので、簡単に、これまでの経緯を、市として説明してください。

市民生活部長 (小川恵一郎君) これまでの経過ということでございますが、今、お話がありましたように、平成 26 年の国分寺まつりから参加をお断りしている団体がございます。それが 3 年続いているということです。さかのぼること、平成 26 年の第 1 回の役員会に、出店要項と参加要項の改正を行いまして、それに該当するというので、平成 26 年の 8 月中旬に行われました実行委員会の第 2 回役員会で、初めて参加をお断りする団体が出てきたということでございます。それと同じ理由で、平成 27 年、平成 28 年と、3 年続けて、今、参加をお断りしている団体がございますということでございます。

9 番 (及川妙子君) その後、今の現状をちょっと説明してください。

市民生活部長 (小川恵一郎君) 現状は、東京都弁護士会からのということでよろしいでしょうか。

ことしの 4 月 27 日に、人権救済申立事件ということで、国分寺まつりの件で、東京弁護士会から照会がございました。ことしの 6 月 7 日に、この件について、市として回答を申し上げております。それを受けまして、8 月 18 日、この人権救済申立事件の要望という形で受理をしているところでございます。こちらに関しましては、現在、要望の内容を精査して、必要な対応を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

9 番 (及川妙子君) 随分、はしょって説明されているから、市民の方が状況がわかっているかどうかちょっと不明ですが、要するに要項を変えて、出られなくなった団体が 3 団体あって、3 年間、そういう状況であると。そして、そのことについて東京弁護士会のほうから要望書が来ていて、市としては、東京弁護士会には、まだ回答はしていないということですね。

市民生活部長 (小川恵一郎君) 要望書につきましては、さきの決算特別委員会にも出しておりますが、こちらの要望書では、働きかけと広報についての要望でございまして、回

答を求めるような書式になってございません。現在のところは回答の要否も含めて検討中ということでございます。

---

**9番(及川妙子君)** 回答するかどうかわからないと。それ全部含めて検討中ということですよ。

それで、9月30日に国分寺市議会議員11名の連名で、東京弁護士会に対し、市として速やかに回答されるようお願いいたしますという要望書を市長宛に出しているんですけど、これについても、これはまだ、そのままということではないですか。

---

**市民生活部長(小川恵一郎君)** 議員のおっしゃるとおり、もちろん、こちらの御要望に関しましては要望書と連動する形になりますので、現在のところ、あわせて、まだ回答していないというところでございます。

---

**9番(及川妙子君)** この件については、いろいろ意見があると思いますし、それぞれ考え方とか、いろいろあると思います。私はこの件について、今まで1度も発言しておりませんが、私の立場から常識的に考えて、出店拒否の是非はともかく、それまで出店を認めていたものを変更するのであれば、最低限度、そのことについては説明すべきだと思います。その団体の方々にですね。一方的に拒否をして、文書回答ということであるわけですので、この状態は正常ではない、不正常であると言わざるを得ません。

市は、先ほどの答弁の中にはないですけど、実行委員会の意思を尊重しているということで、いろいろ御回答されておりますが、全くの無関係とは言えません。後援をしていますし、実行委員会が、少なくとも、この説明責任を果たすようにするような働きかけをするべきだということに私は思います。

拒否されている3団体は国分寺市民です。自治基本条例の第31条では、「市は、市民等からの意見、要望及び苦情を受けたときは、速やかに調査し、責任をもって応答することにより、市民等の権利及び利益の擁護に努めなければなりません。」とあります。3団体の方は明らかに困っていらっしゃるって、いろいろ要望されているわけですよ。市民が困っているのに、「市は実行委員会の意思を尊重する」の一点張りでは、市民の権利及び利益の擁護に努めていることにはならないというふうに、はっきり申し上げたいというふうに思っております。

ここまで来ますと、なかなかすぐに解決というのは難しいと思いますが、とりあえず、お互いに向かい合うと。今はお互いに、お互いというか、一方かわかりませんが、外を向いてしまっているわけですので、話し合って、一步でも解決に向けて進んでほしいというふうに思います。そして、その仲立ちは市しかできないというふうに思いますので、ぜひとも考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

---

**市民生活部長(小川恵一郎君)** こちらからの働きかけという部分では、要望書と一致する部分がございます。こちらに関しては、先ほど来、言っていますように検討の最中とい



うことでございます。

これまでアクションというか、実行委員会のやっていることにつきましては、これまでどおりやっていきたいと。例えば、この一般質問の質疑も含めて、議会の議事録等は、必要と思われる情報については実行委員会に提供していくという姿勢でございます。それ以上の対応につきましては、要望書にもかかわる内容になりますので、答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。

それと、1点、自治基本条例の第31条になりますが、こちらに関しましては、基本的に、こちらに書いてありますとおり、意見、要望、苦情は担当課が責任を持って対応しますが、解決できない場合もあり、市では、市長への手紙、オンブズパーソンなど、幅広い意見、要望、苦情の受け付け方法を用意しておりますとございまして、今までその3団体から来た御意見、御要望につきましては、回答をいたすようにしているところでございます。なおかつ、市長への手紙やオンブズパーソンについての対応も担当としては図ってきたところでございます。

市民等からの意見、要望、苦情というところで、果たして、今、回答していない東京弁護士会が市民等に当たるのかということになりますと、もちろん、それについては当たらないというふうに考えています。その部分については、基本的に必要な、第31条に違反して、回答をしていないというところではないというふうに考えています。

---

**9番(及川妙子君)** 私は別に東京弁護士会には、もちろん回答してほしいけど、そのことについて求めているわけではなくて、その3団体について、拒否していることについての説明をしてほしいと言っているだけです。

決めたわけでしょう。要項で決めて、それが別に、それが正しいと思ってらっしゃるのであれば、きちんと説明しないと、やはりその方たちも納得されないでしょうし、話し合っても納得しないかもしれませんけども、まず第一歩として、話し合いの場を設けて、そこで決裂したら、お互いに歩み寄れないことがわかるわけだから、今は一方的になっているわけです。だから、話し合いの場を設けて、説明をされるべきだというふうに、最低限度、それはやっていただきたいというふうに思いますし、市が仲立ちをする以外に方法はないというふうに思います。

言葉は争うためではなく、理解し合うためにあるのです。ぜひとも御尽力をお願いいたしまして、私の質問を終わります。